

番 号 : 151066

国 名 : セネガル

担当部署 : セネガル事務所

案件名 : 仏語圏アフリカ医療機材管理者能力強化プロジェクトフェーズ2 (医療機材管理)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 医療機材管理
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年1月下旬から2016年3月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 0.70M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	21日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 12月24日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html))をご覧ください。  
なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	医療機材管理に係る各種業務
対象国/類似地域	セネガル/全世界(本邦含む。)
語学の種類	英語(仏語ができれば望ましい)

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 :  
黄熱 : 入国に際してイエローカード(黄熱病予防接種証明書)が必要です。

## 6. 業務の背景

近年サブサハラアフリカ諸国において、疾病構造の変化により感染症疾患に加え、非感染症疾患（糖尿病、脳血管疾患、悪性腫瘍、外傷等）に対する保健医療サービスニーズが増えている。このような背景から、2次、3次医療圏の病院では、診断、治療に欠かせない高度かつ高価な医療機材（MRI、CT、超音波、手術用、透析用医療機器等）の導入が進んでいる。このような保健医療機材の管理能力が、サービスの質や病院経営に与える影響は大きい。少なくとも3次医療圏の病院にはこれら医療機材を管理する技術者が配属されており、彼らの役割の重要性が認識されてきている。

セネガルには仏語圏西アフリカで唯一、国立の医療機材管理者養成学校（Centre National Formation des Maintenances Hospitaliere (CNFTMH)）が設置されている。入学資格が中卒以上の初期教育ではセネガル人枠（12名）と外国人枠（3名）が設けられ、3年間課程を修了すると医療機材管理技師の資格が与えられ、仏語圏アフリカ諸国に裨益する学校として認知されている。一方、現任教育に対しては保健社会活動省（以下“MSAS”）からの予算配分はなく、パートナーからの依頼、支援により不定期に実施されている。

JICAはCNFTMHが仏語圏アフリカ諸国に裨益する現任教育の場として活用されることを目的に、2009年から5年間、仏語圏アフリカ諸国（ベナン、ブルキナファソ、コートジボワール、ギニア、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、トーゴ）を対象に第三国研修「仏語圏西アフリカ医療機材管理者の能力強化（フェーズ1）」を実施した。5か年で延60名が研修受講したものの、対象国（9）に対し、研修受入枠は年間12名と限られていた。また、終了時評価では、研修を受けた技師がその能力を活用し、病院の医療機材管理改善に貢献するためには、技師への現任研修のみならず、その後のフォローアップ、そして、医療機材管理に対する病院長の認識とリーダーシップが重要であることが確認された。医療機材管理の重要性から、この研修への継続ニーズは高く、フェーズ1での経験を踏まえ、技師への研修のみならず、フォローアップ、病院長への研修も活動内容に加えたプロジェクトの要請がセ国よりあり、2015年よりプロジェクト「仏語圏アフリカ医療機材管理能力強化プロジェクトフェーズ2」（以下、本プロジェクト）を開始している（2015年～2019年）。

本プロジェクトは、CNFTMHを実施機関とし、①CNFTMHの整備（政令改訂、機材供与など）、②パイロット病院の医療機材管理システム強化（病院長に対する研修など）、③医療機材管理技師の能力強化（医療機材管理技師への研修など）を行う。なお、パイロット病院は対象国からそれぞれ5ないし6病院を選定し、その病院の病院長や技師に対してプロジェクト活動を実施する。プロジェクト活動実施にあたり、基本的には実施機関をはじめとするセネガルのリソースを活用することとしているが、定期的に短期専門家を投入することによって、プロジェクト活動の進捗や課題などに対する技術的見地からの助言などを得て活動のクオリティを担保することとしている。今般、短期専門家を派遣し、医療機材管理に関する助言・指導を行うこととする。

## 7. 業務の内容

本業務は、本プロジェクトC/Pおよびセネガル事務所企画調査員（保健（広域））（以下、「企画調査員」）と協働で、プロジェクト活動の進捗を把握するとともに、その課題を特定し、我が国での経験・教訓およびC/Pとの意見交換を踏まえ、技術的見地からの助言を行うことを目的とする。

具体的な業務内容は以下のとおり。

### （1）国内準備期間（2016年1月下旬）

- ①プロジェクト関係資料（実施協議報告書、実施運営総括表、月例報告書、研修教材等）を確認し、プロジェクトの内容及び進捗状況について把握する。
- ②セネガルおよびプロジェクト対象国の医療機材管理および医療機材管理研修の状況について情報収集を行い、把握する。
- ③②で得られた情報に基づき、セネガルを含むプロジェクト対象国の医療機材管理および研修にかかる現状と課題、今後の動向を把握する。
- ④我が国がアフリカ等で協力している類似プロジェクトの経験・教訓について、その内容を

把握し、グッド・プラクティスを収集する。

- ⑤プロジェクトで作成した評価グリッド（病院における医療機材管理に関する予算配分、医療機材管理科の運営状況等）の内容を把握し、必要に応じ、先方と協議する事項を整理する。
- ⑥現地派遣期間の業務計画について、セネガル事務所および人間開発部と協議し上で、JICAセネガル事務所とのテレビ会議にて、内容を確認する。

(2) 現地派遣期間（2016年2月上旬～2016年2月下旬）

- ①現地派遣期間に実施すべき業務の計画をワークプラン（英文または仏文）に取りまとめ、C/P及び企画調査員と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
- ②既存の評価グリッドに対する協議事項があれば、先方と協議を行う。
- ③プロジェクト実施機関の医療機材管理技師養成校(CNFTMH)で実施中の第三国研修（1月18日から2月10日の予定）の授業を評価する（科目：臨床検査機器）。
- ④CNFTMHにおける教育機材の現状を評価する。
- ⑤セネガルパイロット病院5施設の医療機材管理状況の評価と改善案を提示する。
- ⑥現地業務結果報告書（英文または仏文）を作成し、C/P機関及びセネガル事務所に提出し、報告する。

(3) 帰国後整理期間（2016年3月上旬）

- ①専門家業務完了報告書（和文）を作成し、監督職員に報告する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン（英文または仏文2部：セネガル事務所、C/P機関）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

(2) 現地業務結果報告書（英文または仏文2部：セネガル事務所、C/P機関）

記載項目は以下のとおり。

- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況

(3) 専門家業務完了報告書（和文2部：セネガル事務所、人間開発部）

記載項目は以下のとおり。

- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況
- ③業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④プロジェクト実施上での残された課題
- ⑤その他

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田⇒ドバイ⇒ダカール⇒ドバイ⇒成田を標準とします。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

現地派遣期間は2016年2月1日～2月21日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

#### ②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・ JICAセネガル事務所企画調査員（保健（広域））

#### ③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

##### ア) 空港送迎

あり

##### イ) 宿舍手配

あり

##### ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

##### エ) 通訳備上

あり（英／仏）

##### オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。

##### カ) 執務スペースの提供

保健省における執務スペース提供

### (2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

- ・ プロジェクト基本情報

<http://gwweb.jica.go.jp/KM/ProjectView.nsf/1751c21d3ce7d90a49256bf300087d04/6228d8d28f2ee39449257deb0079e0cc?OpenDocument>

- ・ 参考情報

<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/4f3700b697729bb649256bf300087d02/fc5b494cf8ff4714492577e5007a1010?OpenDocument>

### (3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②セネガル国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、セネガル事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上